

令和 7 年度 豊明市空家等対策協議会（第 1 回）議事録

1 日 時：令和 7 年 10 月 31 日（金） 午前 10 時 00 分～午前 12 時 00 分

2 場 所：豊明市役所 新館 4 階 第 1 委員会室

3 出席者：「豊明市空家等対策協議会委員等名簿」のとおり

4 議 題

- (1) 非公開
- (2) 特定空家の進捗状況について
- (3) 行政代執行について
- (4) 令和 8 年度実態把握調査について
- (5) 愛知警察署への空家の情報提供について

（事務局）

定刻となりましたので、ただいまから令和 7 年度第 1 回空家等対策協議会を開催いたします。

本日は、ご多忙の中ご出席いただきありがとうございます。

本協議会の司会を務めます、豊明市都市計画課長の中田と申します。よろしくお願ひいたします。早速、これより協議会に入って参りたいと思います。

本日は、三浦委員がご都合により欠席されています。また、愛知警察署生活安全課長 鈴木委員の代理として本多生活安全課長代理にご出席いただいております。委員 11 名のうち 10 名の委員にご出席いただいておりますので、空家等対策協議会設置条例第 6 条第 2 項により、協議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

はじめに、市長よりごあいさつをお願いいたします。

（市長）

挨拶

（事務局）

市長ありがとうございます。

次に、今年度より委員が改選されました。つきましては、新たに委嘱状を渡すこととなります。委嘱状はお席にお配りしておりますので、お名前のご確認をお願いします。そのため、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、各委員に、自己紹介をお願いいたします。座ったままで結構ですので、ご所属とお名前を、おっしゃっていただけますでしょうか。それでは、井澤委員より時計回りでお願いします。

(各委員自己紹介を行う。)

(事務局)

事務局についても紹介させていただきます。

(事務局自己紹介を行う。)

(事務局)

続きまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご準備ください。まず、本日の次第、名簿、席次表、次に資料 1 の「豊明市空家等対策協議会設置条例」、資料 2 の「非公開」、資料 3-1 の「空家台帳」、資料 3-2 の「特定空家等 現況図」、資料 3-3 「特定空家等の写真」、資料 4-1 の「空家台帳」、資料 4-2 「代執行について」、資料 5-1 「令和 8 年度実態把握調査について」、資料 5-2 「豊明市空家等実態調査業務委託仕様書（一部抜粋）」、資料 6-1 「警察等への市内空き家の情報提供について」、資料 6-2 「空家等対策の推進に関する特別措置法」、資料 6-3 「空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 1 項に基づく福祉部局等がその事務のための利用する目的で保有する情報の内部利用について（情報提供）」になります。資料 2、資料 3-1、資料 3-2、資料 3-3、資料 4-1、資料 4-2 については、行政代執行による内容及び個人情報等が含まれておりますので、協議会終了後に返却していただきますようお願いいたします。不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。

では、会長の選出に入りたいと思います。お手元に、委員名簿と資料 1 の本協議会の設置条例をご用意ください。

豊明市空家等対策協議会設置条例の第 5 条にございますように、本協議会の会長は委員の互選により定めることとなっており、委員の皆様の中から、会長をお選びいただきたいと思います。

どなたかご意見はございませんか。

(委員)

引き続き井澤委員にお願いしたいと思います。

(事務局)

ただいま、井澤委員を推薦というご意見をいただきましたが、他の委員のみなさん、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なしの声

(事務局)

井澤委員、いかがでしょうか。

(井澤委員)

僭越ながら会長を務めさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございます。会長は、井澤委員で決定します。

続いて、会長の職務代理についてですが、協議会設置条例第5条において、あらかじめ会長が指名すると規定されておりますので、井澤会長に職務代理者をご指名いただきたいと思います。

(会長)

それでは、市内で司法書士をされている吉川委員にお願いしたいと思います。

(事務局)

吉川委員いかがでしょうか。

(吉川委員)

よろしくお願ひいたします。

(事務局)

他の委員の皆様、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なしの声

(事務局)

それでは、職務代理者は、吉川委員とさせていただきます。井澤委員は、正面の席にご移動をお願いいたします。

それでは、井澤委員にお一言ごあいさつをお願いいたします。

(会長)

挨拶

(事務局)

井澤会長、ありがとうございました。

次に、資料 1 の裏面の豊明市空家等対策協議会運営規則、第 3 条において、市長の職務代理者をあらかじめ指名することと規定されています。小浮市長、職務代理者の指名をお願いします。

(小浮市長)

私の職務代理者には、副市長を指名します。

(事務局)

市長より指名がありましたので、副市長を職務代理者とさせていただきます。市長が協議会に出席できない場合は、副市長を代理に出席させていただきます。

それでは、以降の進行につきましては、豊明市空家等対策協議会設置条例第 6 条に基づき、井澤会長に議長をお願いいたします。

(会長)

それでは、ここから会議の進行をさせていただきます。

会議に入る前に、議題 (1)、(2)、(3) に関する内容については、個人を識別できる情報が入っていますので非公開とすることとしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なしの声

(会長)

異議なしということで議題 (1)、(2)、(3) に関する報告については非公開とします。次に、傍聴者の確認をします。本日は、傍聴希望の方はいらっしゃいますでしょうか。

(事務局)

傍聴希望者はございません。

(会長)

それでは、ここから議題に入らせていただきます。活発な議論ができるよう、ご協力よろしくお願いします。

では、次第に基づき、議題 (1) 非公開について、事務局より説明をお願いします。

議題 (1) については、個人情報を含むため非公開

(会長)

以上で議題（1）について終わらせていただきます。

では、議題（2）特定空家の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

議題（2）については、個人情報を含むため非公開

(会長)

以上で議題（2）について終わらせていただきます。

では、議題（3）行政代執行について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議題（3）については、個人情報を含むため非公開

(会長)

以上で議題（3）について終わらせていただきます。

では、議題（4）令和8年度実態把握調査について、事務局より報告をお願いします。

(事務局)

議題（4）の資料5-1、資料5-2について説明

(会長)

事務局より説明がありました。ご意見、ご質問等はございませんか。

前回は何件でしたか。

(事務局)

900件です。

(会長)

3割以上増えているということですね。空き家が増えているという状況でどのように対策をするのか考えるということですね。

空き家意向調査の70%は、アンケートの回答割合ですか。

(事務局)

はい。委託事業の過去の実績です。

(会長)

マンションは、マンションとしての空き家課題の調査として項目があるということですね。

(事務局)

はい。

(会長)

委員、アンケートのチェック項目についてどうでしょうか。

(委員)

大丈夫だと思います。あまり難しいと途中で止めてしまう人もいると思います。

(委員)

進入路や立地状況的なものもあらかじめ把握したほうが良いのではないかと思います。今回の議題にも相続登記がされていない、住所変更がされていないなどが空き家対策の足かせになっています。相続登記や住所変更が必要という認識を何かの機会にPRしてもらえるとよいと思います。

(会長)

接道は現地調査できるのでしょうか。

(事務局)

接道を調べるとなると、道路と空き家の間に民地が存在するかなど登記を調査する必要があるので、800 件調べるのは困難であると考えます。この実態調査の目的は、市にどのような特徴がある空き家が広がっているかを把握することであるため、接道までは確認しなくてよいのではないかと考えています。

(会長)

接道で権利関係までは大変だと思いますが、敷地に行くのに接道する道路幅員が 4 m 以上なのか、敷地間口が 2 m 以上なのかなど接道条件がどのような実態か調べるのはどうでしょうか。物理的に考えるのは難しくないと思います。

(事務局)

参考見積を取る際に事業者とも話しましたが、そちらに関しては可能と考えています。空き家の前面道路幅員が 4m あるかないかについては可能だと把握しています。

(会長)

最近、大きな敷地を分割し、分譲住宅を建てる旗竿住宅が増えています。接道の権利関係ではなく、敷地の接道間口や道路幅員などの物理的な幅や長さをチェックしておくと空き家対策にはよいと思われます。接道は重要になると思われた次第です。

先ほどの相続登記や住所変更などについてアンケートと一緒に送ることは可能でしょうか。

(事務局)

必要な情報は、私どもから当然郵送させていただきたいと考えています。可能な限り他の件も一緒に案内はさせていただいた方が相手方も一括で情報を取得できますので、ご相談させていただければと思います。

(会長)

以上で議題（5）について終わらせていただきます。

では、議題（6）愛知警察署への空家の情報提供について、事務局より報告をお願いします。

(事務局)

議題（6）の資料6-1、資料6-2、資料6-3について説明

(会長)

事務局より説明がありました。委員、何かありますか。

(委員)

7月の資料は、担当部署に情報共有し、パトロールの強化をしています。情報を得られるほど活用の機会が増えますが、個人情報の取り扱いについてはこちらも同様ですので、提供された情報で十分活用できています。引き続き情報が更新されましたらご提供いただけますと幸いです。

(会長)

空き巣と空き家の多さの関連性等何か分析されていますか。

(委員)

物置代わりに空き家を使っている方がいるのですが、金庫などを盗られる空き家の空き巣被害があります。被害届が出ていないものを考えると把握している2倍か3倍は被害があると考えられます。

(委員)

情報提供についての国交省のガイドラインはどこまでの線引きとなっていますか。

(事務局)

利活用のための情報提供となっています。

(会長)

どちらかというと空き家バンクのような取り扱いでしょうか。同意を得ずに調査した結果をそのまま渡すと、個人情報の漏えいなどに引っ掛かるのではと判断をしているということですね。

(事務局)

はい。

(委員)

空き家の特別措置法の問題はどちらかというと、内部利用のお話ですし、所有者の情報というところだけで、根拠として全く使えないのではと思います。

(会長)

空き家の実態調査で新たな情報が調査され、空家等の位置について地番がわからないよう地図にプロットされると思いますので、愛知警察署の方に情報提供し、安心・安全なまちづくりをしていけたら良いと思います。

(委員)

新しいマップを作成する際は、自治会（町内会）ごとがわかるマップへの変更についての検討を提案しています。

(会長)

委員の皆様貴重なご意見ありがとうございました。以上で議題（6）について終わらせていただきます。

その他について、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

資料その他（報告）について説明

(会長)

これをもちまして、本日の議題はすべて終了しましたので、議長の務めを終え、司会を事務局にお返しします。

(事務局)

井澤会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

次回の空家等対策協議会の開催日時については、現在未定でございますので、詳しい開催日時が決定しましたら、郵送にてご連絡させていただきますので、よろしくお願ひします。

以上をもちまして、令和7年度第1回空家等対策協議会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、会議室を出られる前に机上に、資料2、資料3-1、資料3-2、資料3-3、資料4-1、資料4-2を置いていただきますようお願いします。